

愛知ターゲットの達成と2011年～2020年までの生物多様性戦略計画の実行に向けた評価のために提案された指標の枠組み(政策課題、主要な指標及び作業上の指標)(SBSTTA15のAdvance version of SBSTTA-15 recommendationsを基に作成致しました)	
愛知ターゲット	主要な指標及び作業上の指標
戦略目標A. 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。	
目標1: 遅くとも2020年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。	生物多様性と生態系サービスを支える認識・態度・公衆の参加 <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に対する認識と姿勢(C) ・社会的企業責任を促進するコミュニケーションプログラムと行動(C) ・生物多様性への公衆の参加(C)
目標2: 遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。	生物多様性・生態系サービス・利益分配を、政策の策定と履行、報奨金制度へ組み入れる <ul style="list-style-type: none"> ・国の会計に自然資源、生物多様性、生態系サービスの価値を編入している国の数(B) ・生物多様性の価値をCBDに沿って評価している国の数(C) ・経済的評価ツールのガイドラインと適用(C) ・生物多様性と生態系サービスの価値の、各部門及び開発政策への統合(C) ・生物多様性と生態系サービスを環境影響評価と戦略的環境評価において考慮している政策(C)
目標3: 遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するがたが、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置(補助金を含む)が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。	生物多様性・生態系サービス・利益分配を、政策の策定と履行、報奨金制度へ組み入れる <ul style="list-style-type: none"> ・除去され、改善され、又は段階的に廃止される補助金を含む、生物多様性に悪影響を及ぼすインセンティブの数及び価値(B) ・生物多様性、エコシステムに貢献した場合には報奨金を与え、その逆の場合には罰するという誘導措置の確認、評価、構築、強化(C)
目標4: 遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分な安全な範囲内に抑える。	持続不可能な農業、林業、漁業、養殖業による圧迫 <ul style="list-style-type: none"> ・エコロジカルフットプリント及び/又は、それに関連する概念(A) ・利用されている(商業上の利用を含む)種の数とその絶滅リスク(A) ・持続可能な生産と消費という観点での環境上の限界点(C) 生息地の土地改変、汚染、侵略的外来種、気候変動、乱開発、その他の内在的な要因 <ul style="list-style-type: none"> ・都市の生物多様性
戦略目標B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。	
目標5: 2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。	生態系、バイオーム、生息地の範囲、状態、脆弱性に関する調査 <ul style="list-style-type: none"> ・主要な生息地の種別ごとの種の絶滅リスク(A) ・指定されたバイオーム・生態系・生息地の範囲(A) ・破壊された/脅かされている生息地の割合(B) ・自然の生息地の分断(B) ・生態系の状態と脆弱性(C) ・土地改変された自然の生息地の割合 持続不可能な農業、林業、漁業、養殖業による圧迫 <ul style="list-style-type: none"> ・主要な生産力(C) ・砂漠化した土地の割合 生息地の土地改変、汚染、侵略的外来種、気候変動、乱開発、その他の内在的な要因 <ul style="list-style-type: none"> ・主要な生息地の種類ごとの生息地に依存する種の数(A)
目標6: 2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。	持続不可能な農業、林業、漁業、養殖業による圧迫 <ul style="list-style-type: none"> ・漁獲対象である水生生物種と混獲される水生生物種の絶滅リスク(A) ・漁獲対象である水生生物種と混獲水生生物種の数(A) ・生物学的利用限界の十分な安全な範囲を超えた木材利用の割合(A) ・単位努力量あたりの捕獲量(C) ・漁業における作業能力(C) ・破壊的な漁業が行われている水域、その頻度及び/又はその度合(C) 生物多様性・生態系サービス・利益分配を、政策の策定と履行、報奨金制度へ組み入れる <ul style="list-style-type: none"> ・数が減少した捕獲対象種と混獲される種の割合と回復計画(B)
目標7: 2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。	持続不可能な農業、林業、漁業、養殖業による圧迫 <ul style="list-style-type: none"> ・投入量ごとの生産量(B) ・持続可能な調達方法に由来する生産物の割合(C) 生物多様性・生態系サービス・利益分配を、政策の策定と履行、報奨金制度へ組み入れる <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な管理下における森林、農業と水産養殖の生態系地域(B)
目標8: 2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。	生息地の土地改変、汚染、侵略的外来種、気候変動、乱開発、その他の内在的な要因 <ul style="list-style-type: none"> ・低酸素水域の発生率と藻類の大量発生(「赤潮」、「アオコ」)(A) ・水中のエコシステムにおける水質(A) ・絶滅リスクに対する汚染の影響力(B) ・汚染の堆積量(B) ・堆積物の移動(B) ・生物多様性に関連がある汚染物質の排出(C) ・野生動物における化学物質のレベル(C) ・消費活動におけるニトロゲンフットプリント(窒素排出量の削減活動)(C) ・自然のエコシステムにおけるオゾンのレベル(C) ・汚水処理後に放出される汚水の割合(C) ・紫外線のレベル(C)
目標9: 2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。	生息地の土地改変、汚染、侵略的外来種、気候変動、乱開発、その他の内在的な要因 <ul style="list-style-type: none"> ・絶滅リスクに対する侵略的外来種の影響力(A) ・指定された侵略的外来種の経済的影響力(B) ・侵略的外来種の数(B) ・侵略的外来種に起因する野生生物の病気(C) 生物多様性・生態系サービス・利益分配を、政策の策定と履行、報奨金制度へ組み入れる <ul style="list-style-type: none"> ・侵略的外来種の拡散を管理、防止するための政策、立法、管理計画(B) ・侵略的外来種が外来する経路の管理(C)
目標10: 2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。	生息地の土地改変、汚染、侵略的外来種、気候変動、乱開発、その他の内在的な要因 <ul style="list-style-type: none"> ・サンゴ礁とそこに生息する魚の絶滅リスク(A) ・絶滅リスクに対する気候変動の影響力(B) ・サンゴ礁の状態(B) ・脆弱なエコシステムの範囲とその境界線の変動(B) ・群落の構成に対する気候変動の影響力(C) ・個体数に対する気候変動の影響力

戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。	
<p>目標11: 2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海洋の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、公平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。</p>	<p>保護地域と他の地域管理手法の面積・状態・代表性・有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海の保護地域の範囲、生物多様性にとって重要な地域の保護、その管理の有効性(A) ・保護地域の状態及び/又は管理の有効性(より公正な管理を含む)(A) ・代表的な保護地域とその他の地域管理手法の面積(生物多様性にとって特に重要な用地及び陸上・海・内水の水循環の用地を含む)(A) ・地域景観・海域景観に統合された、保護地域と他の地域管理手法の結合性(B) ・生態系サービスの授受、保護地域の公平な利益(C)
<p>目標12: 2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。</p>	<p>生物種の過多、分布、絶滅の危険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された種の過多(A) ・種の絶滅リスク(A) ・指定された種の分布(B)
<p>目標13: 2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。</p>	<p>種の遺伝子多様性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培植物・家畜と、それらと同種の野生動植物の遺伝子の多様性(B) ・指定された種の遺伝子の多様性(C) <p>生物多様性・生態系サービス・利益分配を、政策の策定と履行、報奨金制度へ組み入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子の多様性の損失を抑制させ、遺伝子の多様性を保全するために導入された効果的な政策メカニズムの数(B)
戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。	
<p>目標14: 2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。</p>	<p>公平な暮らしのための生態系の分配、状態、持続性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然水資源の利用総量(A) ・上下水道を利用している人口の割合(A) ・人が指定された生態系サービスから受ける恩恵(A) ・主要な生息地の種別ごとの種の絶滅リスク(A) ・複合的なエコシステムの供給(B) ・指定された生態系サービスの経済的価値/非経済的価値(B) ・地域的なエコシステムから得られる道具や生態系サービスに直接依存する共同社会の健康と良好な暮らし(B) ・災害による水資源や自然資源の損失に起因する人口の減少と経済的損失(B) ・生物多様性の栄養への寄与[食糧構成](B) ・動物原性感染症の発生(C) ・自然資源の豊かさ(C) ・生物多様性の栄養への寄与[食糧消費](C) ・標準体重に達しない5歳以下の子供の率(C) ・自然資源をめぐる衝突(C) ・指定された生態系サービスの状態(C) ・バイオキャパシティー(ある地域において、生態系が資源を生産し不要物を吸収する能力)(C) <p>保護地域と他の地域管理手法の面積・状態・代表性・有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後退した生態系の回復がなされた/回復途上の地域(B)
<p>目標15: 2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。</p>	<p>公平な暮らしのためのエコシステムの分配、状態、持続性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炭素の蓄積を供給する生息地の状態、範囲(A) <p>保護地域と他の地域管理手法の面積・状態・代表性・有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回復中の森林における森林依存種の数(C)
<p>目標16: 2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ公平な分配に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。</p>	<p>遺伝資源へのアクセスと公平な分配</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ABSプロセスを通じたABS指標の具体化(B)
戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。	
<p>目標17: 2020年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。</p>	<p>生物多様性・生態系サービス・利益分配を、政策の策定と履行、報奨金制度へ組み入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略の履行、発展、広範性、実行(B)
<p>目標18: 2020年までに、生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。</p>	<p>生物多様性・生態系サービス・利益分配を、政策の策定と履行、報奨金制度へ組み入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先住民の伝統的な領域における土地利用と土地保有の変化(B) ・伝統的占有の慣習(B) <p>科学的・技術的・伝統的知識へのアクセスとその適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な知識と実践が、国家戦略の国内実施における、十分な統合、参加、予防措置を通じて尊重されている程度(B) <p>科学的・技術的・伝統的知識へのアクセスとその適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語的多様性と土地固有の言語の話者の数(B)
<p>目標19: 2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。</p>	<p>科学的・技術的・伝統的知識へのアクセスとその適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的な政策に関するサブグローバルな評価範囲(関連する能力開発と知識伝達を含む)と、その政策への組み上げ(B) ・CBDの履行に用いられているmaintained speciesの目録の数(C)
<p>目標20: 少なくとも2020年までに、2011年から2020年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資金動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資金資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。</p>	<p>財政的資源の動員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決定X/3で合意された指標